

2014

6

No.586

はまなか

- ▶ 後期高齢者医療制度のお知らせ 平成26年度の保険料等について
- ▶ 浜中町農業委員会委員選挙のお知らせ
- ▶ 平成25年度 学術研究支援成果報告
- ▷ 農業委員会情報 VOL. 22
- ▷ まなぶん 《散布小学校》 - [いい声] [いい顔] [いい動き] -
- ▷ 健康サポート 6月4日～6月10日は歯と口の健康習慣です -お口の健康を守りましょう-

【5月15日 霧多布小学校】海辺の観察会にて、地引き網体験！



コンブを食べよう  牛乳を飲もう  “はまなか”

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成26年度の保険料等について

●7月に保険料額をお知らせします

平成26年度の保険料につきましては、7月に個別に通知書をお送りします。

《保険料の計算方法》

均等割 【1人当たりの額】 51,472円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成25年中の所得-33万円)× 10.52%	=	1年間の保険料 (100円未満切捨て)
---	---	---	---	-------------------------------

- 年間の保険料限度額は57万円が上限です。
- 所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

保険料のお支払い方法は、個人によって異なりますので、7月にお送りする通知書をご確認ください。

「口座振替」を希望される方は、役場町民課保険年金係へお申し出ください。

(お申し込みに必要なもの：ご本人の保険証・お支払いする口座の預金通帳とお届け印)

※保険料のお支払いが困難な場合は、役場町民課保険年金係へご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。

●ジェネリック医薬品の利用について

- 医療機関で処方される薬には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。
 - ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の受付窓口にて「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。
- 「希望カード」が必要な方は役場町民課保険年金係までお問い合わせください。

効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。
※希望される場合は、必ず医師や薬剤師によく相談しましょう。

価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

問い合わせ先

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

北海道後期高齢者医療広域連合

☎011-290-5601

または役場町民課保険年金係 ☎62-2187

平成 26 年 4 月 2 日以降に 70 歳の誕生日を迎える方へ

70 歳の誕生月の翌月から医療費の
自己負担額が **2割** になります
(※ただし、各月 1 日が誕生日の方はその月から 2 割になります)

○70 歳から 74 歳の方の自己負担額は法律上 2 割となっていますが、特例措置でこれまで 1 割負担とされてきました。平成 26 年度から、より公平な仕組みとするために 2 割負担に見直されることとなりました。

対 象 者

平成 26 年 4 月 2 日以降に 70 歳の誕生日を迎える方
(誕生日が昭和 19 年 4 月 2 日以降の方)

2 割となる時期

70 歳の誕生月の翌月(ただし、各月 1 日が誕生日の方はその月)から
(例)平成 26 年 4 月 2 日～5 月 1 日に 70 歳の誕生日を迎える方は、5 月の
診療から 2 割負担になります。

ご 注 意

一定の所得がある方は、これまでどおり 3 割負担です

なお、自己負担額には毎月の負担上限額が定められていますが、70 歳から 2 割負担となる方は、69 歳までと比べて上限額が下がります。

平成 26 年 4 月 1 日までに 70 歳の誕生日を迎えた方へ

平成 26 年 4 月以降も医療費の
自己負担額は **1割** のまま変わりません
(※平成 26 年 3 月 2 日～4 月 1 日に 70 歳の誕生日を迎える方は、3 割から 1 割になります)

○平成 26 年 4 月以降も、引き続き特例措置の対象になります。

対 象 者

平成 26 年 4 月 1 日までに 70 歳の誕生日を迎えた方
(誕生日が昭和 19 年 4 月 1 日までの方)

ご 注 意

一定の所得がある方は、これまでどおり 3 割負担です

なお、自己負担額には毎月の負担上限額が定められていますが、この上限額も変わりません。
(※平成 26 年 3 月 2 日～4 月 1 日に 70 歳の誕生日を迎える方は、69 歳までと比べて上限額が下がります。)

詳細は、役場町民課保険年金係 ☎ 62 - 2187 へお問い合わせください。

浜中町農業委員会委員選挙のお知らせ

浜中町農業委員会委員の任期満了による3年に一度の選挙が行われます。

■ 告示日 平成26年7月 1日 (火曜日)

■ 投票日 平成26年7月 6日 (日曜日)

○投票のできる方

年齢が満20歳以上（平成6年4月1日以前に出生した方）の方で、耕作面積が30アール以上の農地で耕作を営む方。または、その同居の親族などで、年間おおむね60日以上耕作に従事したと認められる方。



平成26年1月1日現在調整の選挙人名簿に登録されている方。

○期日前投票及び不在者投票のできる期間・場所・時間

投票日に仕事や用事などで投票所へ行けない場合は、次のとおり期日前投票及び不在者投票をすることができます。

【期 間】 平成26年7月2日(水)～平成26年7月5日(土)

【場 所】 浜中町役場 1階会議室

【時 間】 午前8時30分～午後8時まで

○郵便などによる不在者投票もできます

郵便などによる投票の請求行為は6月29日からできます。（郵便投票証明書による投票の請求は7月2日までです。）また、代理記載も可能となりましたので、手続きについては浜中町選挙管理委員会へ問い合わせください。

○投票場所は下記のとおりです

投 票 区 名	投 票 場 所	投 票 時 間
第1. 浜 中	浜中農村環境改善センター	午前9時～午後4時まで
第2. 貫 人	貫人会館	
第3. 熊 牛	熊牛地区コミュニティセンター	
第4. 茶 内	茶内コミュニティセンター	
第5. 茶内第一	茶内第一住民センター	
第6. 茶内第三	茶内第三母と子の家	
第7. 西円朱別	西円朱別農民研修センター	
第8. 円 朱 別	円朱別会館	
第9. 姉 別	姉別農村環境改善センター	
第10. 厚 床	厚陽地区会館	

※立候補の届けが9人を超えない場合、無投票となります※

なお、ご不明な点がございましたら、浜中町選挙管理委員会事務局（☎62-2125）へ問い合わせください。

下水道供用開始と普及促進・使用料・受益者分担金の納入のお知らせ

下水道供用開始地区内の排水設備設置義務者（家屋などが設置されている土地の所有者または、権利者、家屋使用者など）は、供用開始となった日から排水設備を原則一年以内（トイレは三年以内）に設置し、下水道に接続していただくことになります。

下水道事業の役割と目的は、生活環境の改善と自然環境の保全が主に挙げられ、今まで直接排出されていた生活雑排水が、河川の水質を悪化させ、それを取り巻く山や海にまで生態系破壊の影響が及んでいます。町の産業は豊かな自然により成り立ち、これを守るうえで下水道事業は重要な役割を担うと考えております。つきましては、供用開始区域となっている皆様には、下水道排水設備の設置について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。



排水設備、トイレの水洗化工事を実施するために

町が許可をした排水設備工事指定店へ直接申し込みください。また、町では下水道を普及推進を図るため、排水設備及び水洗化工事を行う方を対象に、貸付金や助成金を受けられる制度を設置しております。

一、貸付金制度について

供用開始から三年以内に行う排水設備及びトイレ水洗化工事に要する資金を無利子で借りることが出来ます。（町税、受益者分担金の滞納の無い個人の方に限ります。）取扱金融機関は、大地みらい信用金庫浜中支店・浜中漁業協同組合・浜中町農業協同組合です。

二、助成金制度について

供用開始から一年以内に排水設備工事を完成させた方、または供用開始から三年以内にトイレの水洗化工事を完成させた方は助成金が受けられます。（いずれも自己資金により工事を実施し、町税、受益者分担金

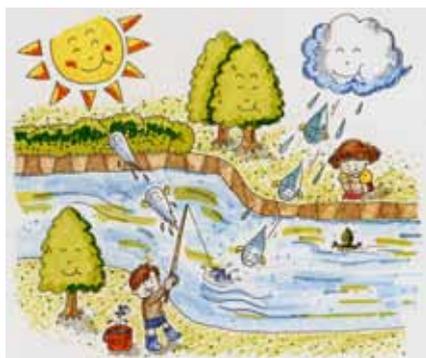
の滞納の無い個人の方に限ります。）以上の制度の手続きは、排水設備工事指定店が代理で行いますので、ご相談ください。

下水道使用料・受益者分担金の支払い忘れはありませんか？

下水道使用料及び受益者分担金の納入は、便利な口座振替払いをご利用ください。

①役場建設課下水道係または大地みらい信用金庫浜中支店、郵便局、浜中町農業協同組合、浜中漁業協同組合及び散布漁業協同組合の各金融機関の窓口で直接申し込み手続きが出来ます。

②受益者分担金の納入は、五年間の分割払いですので、ご理解のうえ完納されますようお願いいたします。



下水道を使用される皆様へお願い：

最近、下水道施設（本管・ポンプ所・クリーンセンター）において、異物の混入が目立つ状況となっております。このことは、本管の詰まりや機械の故障を招く原因となりますので、排水の際には十分注意していただくようお願いいたします。

下水道に流してはいけないもの

（※については実際に混入した異物）

- ※布きれ ※魚の頭 ※生理用品
- ※ストッキング ※プラスチック類等
- 食用油の使い残し
- 塩素系洗剤
- 灯油・機械オイル・グリース等の石油類

なお、春先には私設枿のフタ等が脱落している場合がありますので、定期的に点検を行うようお願いいたします。

●問い合わせ先

役場建設課下水道係

☎ 六二一三三四四（直通）

給付金のお知らせ

臨時福祉給付金

所得の低い方の負担を緩和します。

消費税率の引上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施します。

低所得世帯対象者

単身世帯・フリーター・高齢者世帯
子どもが高校生以上のみの世帯

子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯の負担を緩和します。

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えをはかる観点から、臨時的な給付措置として実施します。

中所得世帯対象者

中学生以下の子がいる世帯
(子育て世帯)

注) 受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。

臨時福祉給付金

支給要件

支給対象者 平成26年度分の住民税が課税されていない方が対象です。
ただし、ご自身を扶養している方が課税される場合や生活保護の受給者である場合などは除きます。

支給額 ○1人につき **10,000円**
○下記の《加算対象者》は1人につき **5,000円**を加算

《加算対象者》

- 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者(※1)
- 児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など(※2)

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。

※2 平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。

表1 住民税が課税されない所得水準の目安【非課税限度額】

(給与所得者)

区分	非課税限度額	
	給与収入ベース	所得ベース
単身	93万円	28万円
夫婦	138万円	73万円
夫婦子1人	168.3万円	101万円
夫婦子2人	210.3万円	129万円

(公的年金等受給者)

区分	非課税限度額	
	年金収入ベース	所得ベース
単身	65歳以上	148万円
	65歳未満	98万円
夫婦	65歳以上	193万円
	65歳未満	143万円

「臨時福祉給付金」(簡素な給付措置)や「子育て世帯臨時特例給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話〔#9110〕)に御連絡ください。



子育て世帯臨時特例給付金

支給要件

支給対象者

次のどちらの要件も満たす方が対象です。

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満（表2の限度額目安未満かどうか）
※所得が高額な方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの。

対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童。
ただし、「臨時福祉給付金」の対象となる児童、生活保護の受給者となっている児童などは除きます。

支給額

対象児童1人につき **10,000円**

表2 児童手当の所得制限限度額【給与収入ベース】

区分 (扶養親族等の数)	限度額目安	
	給与収入ベース	所得ベース
子1人(1人)	875.6万円	660万円
夫婦子1人(2人)	917.8万円	698万円
夫婦子2人(3人)	960万円	736万円

申請方法

申請先

役場福祉保健課福祉係
平成26年1月1日時点で浜中町に住民票がある方が対象です。

申請期間

平成26年6月23日(月)～12月30日(火)

書類書類

申請書(福祉保健課福祉係より郵送します。)
本人確認書類(住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写しなど)
指定した口座が確認できる書類(金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳の写し)
「子育て世帯臨時特例給付金」：児童手当の受取口座を指定する場合は、確認書類は不要です。

給付金の受取方法

- 申請書に記載した指定口座に入金されます。

ご注意

- 受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。
- 原則として、申請期間外の申請や平成26年1月1日時点で浜中町に住民票がない方の申請は受け付けられませんのでご注意ください。
※一定の住居を持たない方でいずれの市区町村にも住民票がない方については、平成26年1月2日以降であっても浜中町で住民票の手続きを行えば申請を行うことができます。
- ※DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童等で、他の市区町村から住民票を移さずに浜中町にお住まいの方については、浜中町で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。
- 申請期間などは、各市区町村により異なります。浜中町以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。
- 高齢基礎年金など、臨時福祉給付金の加算対象の年金・手当等の裁定等の請求が可能で、まだ行っていない方は、平成26年9月30日までに裁定等の請求を行っていただく必要があります。

問い合わせ先

◎申請方法に関して 役場福祉保健課福祉係

◎制度に関して 厚生労働省 給付金に関する専用ダイヤル

☎0153(62)2305

☎0570(037)192

児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当

どうしてのぞ知らせです

児童手当について

○児童手当はどんな制度？

児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として手当を支給する制度です。

○支給金額は？

- 三歳未満 月額一万五千元
- 三歳以上小学校修了前(第三子・第三子) 月額一万元
- 三歳以上小学校修了前(第三子以降) 月額一万五千元
- 中学生 月額一万元
- 所得制限額以上である者 月額五千元

○児童手当を受給できる方

中学生までの児童を養育している方が対象となります。

※児童手当における「児童」とは、十五歳になった日以降最初の三月三十一日を迎えるまでの子どもであることを示します。

○支払時期

手当は原則として、毎年度六月、

十月、二月に、それぞれの前月分までが支給されます。

○所得制限

夫婦と児童二人の場合(扶養が三人)、年収ベースで九六〇万円(所得が七三〇万円)未満の方となります。

○請求の方法

出生、転入等により児童手当の支給を受けようとする場合には、児童手当認定請求書を役場に提出する必要があります。(公務員の場合は勤務先に提出)

なお、児童手当の支給は認定請求の翌月分からとなりますので早めに請求してください。

※請求書は町民課、役場支所窓口、福祉保健課にありますので、必要事項を記入、押印のうえ提出してください。

○認定請求に必要な添付書類

●年金加入証明書：請求者が国民年金以外の厚生年金等に加入している場合(健康保険証の写しでも可)。
※その他、必要に応じて提出する書類があります。(養育する児童と同居している場合や転入の場合など)

○いろいろな届出

●全ての受給者
現況届く受給者の方は、毎年六月中に児童の養育などを確認するため、現況届を提出する必要があります。現況届を提出しないと、受給資格があっても六月以降の手当を受けられなくなりますので必ず提出してください。

●他の市(区)町村に住所が変わったとき
浜中町へ受給事由消滅届を、また新しい市(区)町村へ認定請求書を提出してください。(手続きが遅れないようにしてください。)

●手当の額が増えるとき
児童手当受給中に出生等により増額になる場合のみ、額改定請求書が必要となります。

●その他の届出
町内で住所が変更になった方や受給者、養育している児童の名前が変更になった場合などには各種届出が必要となります。

児童扶養手当について

○児童扶養手当はどんな制度？

父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している母子、父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。

○支給金額は？

手当の額は所得制限によって全部支給と一部支給に分かれます。

区分	手当月額	
	全部支給	一部支給
児童1人	41,020円	41,010円～9,680円の範囲
児童2人	46,020円	46,010円～14,680円の範囲
児童3人以上	3人目から児童1人増すごとに3,000円加算	

※所得の制限により手当を受けられない場合があります。

●手当の支払い

北海道知事の認定を受けると、認定請求した月の翌月分より支給されます。支給月は次のとおりです。

四月十一日	十二月～三月分
八月十一日	四月～七月分
十二月十一日	八月～十一月分

※十一日が土日祝日の場合はその前日。

○もらえるのはどんな人？

次のいずれかの条件に該当する児童(十八歳に達する日以降の最初の三月三十一日まで。障がいのある場合二十歳未満。)を養育している父又は母や、父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

- 一、父母が婚姻を解消した児童
 - 二、父または母が死亡した児童
 - 三、父または母が重度の障がい（国民年金の障害等級一級相当）にある児童
 - 四、父または母の生死が明らかでない児童
 - 五、父または母から一年以上遺棄されている児童
 - 六、父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
 - 七、父または母が一年以上拘禁されている児童
 - 八、母の婚姻によらず生まれた児童
 - 九、父母とも不明である児童
- ※この要件に該当する場合でも、遺族年金を受給している場合などの理由により、手当を受けられない場合があります。

特別児童扶養手当について

○特別児童扶養手当はどんな制度？

身体や精神に障がい有する二十歳未満の児童の福祉増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。

○支給金額は？

級	児童一人の月額
特別児童扶養手当一級	四九、九〇〇円
特別児童扶養手当二級	三三、二三〇円

※所得の制限により手当を受けられない場合があります。

●手当の支払い

北海道知事の認定を受けると、認定請求した月の翌月分より支給されます。

支給月は次のとおりです。

四月十一日	十二月～三月分
八月十一日	四月～七月分
十二月十一日	八月～十一月分

※十二日が土日祝日の場合はその前日。

○もらえるのはどんな人？

身体や精神に障がい有する二十歳未満の児童を家庭で監護、養育している父、母または父母に代わってその児童を養育している方に支給され、障がいの程度により一級と二級に分かれます。

●特別児童扶養手当一級

▽身体障がいの程度が身体障害者手帳で概ね一級又は二級程度の方（内科的疾患を含む）。

▽療育手帳の判定がA程度の障がいの方（重複障がいを含む）または同程度の知的障がいのある方。

●特別児童扶養手当二級

▽身体障がいの程度が身体障害者手帳で概ね三級程度の方（内科的疾患を含む）。

▽療育手帳の判定がB程度の障がいの方（重複障がいを含む）または同程度の知的障がいのある方。

※右記に該当する場合でも、対象児童が施設に入所されている場合などの理由により、手当を受けられない場合があります。

問い合わせ先

役場福祉保健課福祉係

☎六二二二三〇五

浜中町花いっぱいコンクールに

応募をお待ちしています！

花いっぱい運動は、広く浜中町に定着し、町民の生活に

ゆとりをもたらし、安らぎのあるコミュニティづくりや町

美観向上に大きな役割を果たしております。

今年度も緑と花の季節を迎

えましたので、コンクールを開催し、美しい環境づくり運

動の一層の進展を図ろうとするものです。自薦、他薦を問

いません。たくさんのお応募をお待ちしております。

《第十四回浜中町花いっぱいコンクール実施要領》

◇応募対象

町内の各家庭、学校、職場、公共施設などに造成された花壇やフエンス花壇、フラワーポット、プランターなどを用いたフラワーガーデンとします。

◇応募方法

応募希望者（団体等）は、下記連絡先へ申し込みをお願いします。なお、写真による応募も可とします。

◇締め切り日

七月中旬

◇審査

七月下旬の期間で日程を調整し、フラワーマスターにより審査

◇審査基準

地域性、花壇デザイン、配色、環境との調和、管理状況について審査します。

◇結果発表

入選されたフラワーガーデンは広報誌で発表するとともに表彰を行います。

◆連絡先・問い合わせ先

浜中町自治会連合会

（事務局・役場企画財政課

企画調整係）

☎六二二二三三七



平成二十五年度

学術研究支援成果報告

平成二十五年度の学術研究支援の成果報告について報告いたします。調査件数五件の成果報告をいたします。

「霧多布湿原周辺の淡水・汽水環境における泥中微小動物の生物多様性調査」

●北海道大学大学院理学研究所

専門研究員 嶋田大輔

霧多布湿原は塩生湿地であり、満潮時に海水の流入を受ける汽水環境と河川からの流入のみの淡水環境が入り混じっている。両方の環境には異なる生物が生息するため淡水環境しか持たない湿原よりも多くの種類が生息する豊かな地域であると予測されることから、淡水環境と汽水環境に棲む顕微鏡サイズの小動物(1mmから1cm程度)を比較し、塩生湿原の生物多様性を調査する。

(調査地点)

霧多布湿原の水場七ヶ所及び比較対象として海岸部一ヶ所

(調査結果)

淡水環境と汽水環境では、生息する生物の種類に違いが見られた。全般的に汽水環境の方が豊かな生物相を持つ傾向が見られたが、淡水にしか生息しない種類も少なからず得られた。また、海の近くでも淡水の地点や内陸部でも微量の塩分を含む地点が見つかり、淡水と汽水の分布自体も想像以上に複雑であり、結果として淡水と汽水の両環境を併せ持つことは、霧多布湿原の生物多様性に大きなプラスとなっていると推測される。

平成二十六年

霧多布湿原学術研究支援決まる

平成二十六年の霧多布湿原学術研究支援審査会が、四月二十四日に総合文化センターにおいて開催されました。

この支援制度は、ラムサール条約登録湿地である霧多布湿原の「保護と賢明な利用」を図るため、基礎的資料の収集を目的に、平成六年度より霧多布湿原などを対象として実施する調査研究に対し助成を行っており、すでに平成二十五年度までに一〇九件(継続調査含む)が採択されております。

して慎重に審査した結果、次の四件が助成対象として選ばれました。

■ 嶮暮帰島の植生におよぼす五年連続したササ刈取りの影響

● 酪農学園大学農食環境学群 我妻 尚広

■ 浜中町における森・湿原・漁業のつながり調査(継続事業)

● 霧多布湿原センター 河内 直子

■ 浜中町内における希少水棲生物(イトウとカワシンジュガイ類)の生息実態調査

● オホーツク魚類研究会 野本 和宏

■ 霧多布湿原におけるエゾシカの利用状況および個体数把握

● 酪農学園大学 佐藤 瑞奈

■ 野生動物保護管理学研究室

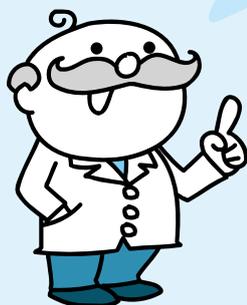


本年度は、五件の応募があり、審査委員長の新庄久志氏(釧路国際ウエットランドセンター主任技術員)をはじめ、行政や町内関係者が出席



○未掲載の三つの研究報告は、七月号に掲載する予定です。

No. 85 ごみ博士のごみ分別ワンポイント!



●今回は「春の一斉清掃」についてじゃ!

4月下旬から各地域で春の一斉清掃が始まったのじゃが、今年は、約11tのごみが回収されたぞ。町もきれいになって、気分もすっきりじゃのう。

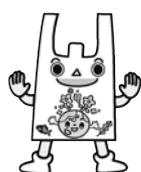


今年も一斉清掃のごみの搬入に合わせて、自治会・町内会による資源物の搬入も多く見られたぞ。分別は徹底されており、トラックにダンボールだけを積んだり、新聞と雑誌の2種類を乗せて運搬したりするなど、計量をスムーズに行えるように工夫されている様子も見られたぞ。

これからも多くの資源物の搬入をよろしく頼むぞ。皆の環境意識も高まるし、地域の活動資金も増えるし、一石二鳥じゃな!

面倒なことでも、小さなことからコツコツと!
それがごみ分別マスターへの一番の近道じゃ!!

レジポくんからのお知らせ!



浜中町の空間放射線量測定結果を公表します

浜中町では、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による放射性物質の汚染状況を継続的に把握するため、空間放射線量率の調査を実施しました。

また、測定結果は「浜中町ホームページ」に掲載いたしますのでご覧ください。

◎ 測定概要

- 測定場所 浜中町役場玄関前 地上高1m
- 測定機器 シンチレーション式サーベイメータ 日立アロカメディカル(株)製 TCS-171 B
- 測定方法 30秒ごと5回の繰り返し測定による平均

◎ 測定結果

測定年月日	測定値(μSV/h) ※5回測定の平均値	年間換算値 (mSV/年)	時間及び天候
平成26年3月28日	0.038	0.120	9:35 曇
平成25年3月14日	0.048	0.252	9:25 晴

《放射線量の基準について》

国際放射線防護委員会(ICRP)の勧告では、平常時年間1mSV以下です。

本町の測定値で年間換算すると0.120mSVとなっており、健康に影響を与える状況にないと言えます。

※ 参考釧路総合振興局モニタリングポスト測定結果(μSV/h)

- 平成26年3月28日 0.0339μSV/h
- 平成25年3月14日 0.0280μSV/h

□問い合わせ先

役場企画財政課環境政策係

☎62-2194

農業委員会情報

VOL.22
【編集】
浜中町農業委員会
農政部会

浜中町農業協同組合 女性部との懇談会を実施

浜中町農業委員会では、五月一日に浜中町農業協同組合女性部との懇談会を実施いたしました。

農業委員会からは鈴木会長、小椋農地部会長、熊谷農政部会長、白川農地副部会長、小田原農政副部会長が出席し、農協女性部からは新井功仁恵部長ほか八名の役員の方々にご出席をいただきました。

農業委員会では、昨年、浜中町長に建議書を提出するにあたり、事前に農協女性部と青年部から要望をいただいた

農業委員会総会の報告

第32回総会(平成26年2月24日開催)

- 付議議件
報告第1号 農業経営基盤強化促進事業(利用権設定等促進事業)による農用地利用関係調整報告について
議案第1号 農用地利用集積計画作成要請について
議案第2号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について
議案第3号 贈与税納税猶予等に関する証明について

第33回総会(平成26年3月28日開催)

- 付議議件
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条の規定による合意解約について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画作成要請について
議案第4号 別段面積(下限面積)の設定について
議案第5号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
議案第6号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画の検討について
議案第7号 平成26年度浜中町農業委員会事業計画の決定について

第33回総会(平成26年4月28日開催)

- 付議議件
議案第1号 土地の現況証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第6条の規定による農業生産法人の定期報告について
議案第5号 農地法第52条の規定による賃借料情報の提供について

(農業委員会総会は公開しております。)

き、その要望事項を盛り込んだ建議書を作成しておりますが、その後の経過について報告するとともに、現在、全国的に進められている女性農業委員啓用の取組について説明をいたしました。

その後の意見交換では、女性部の方々より、後継者問題や年金制度普及に向けた取組、外国人就労者の雇用システムの整備など、様々なご要望やご提言をいただきました。

当委員会としましては、今後このような機会を設け、現場の声を直接聞きながら、さらなる農業振興の発展に寄与してまいりたいと考えております。

北海道農業会議総会報告

三月二十八日、札幌市において、北海道農業会議第七十八回総会が開催され、鈴木会長と上田事務局長が出席しました。

総会では、二十五年度の事業報告・収支決算と二十六年度の事業計画・収支予算等が提案され、全道から出席した農業委員会会長の方々により慎重な審議がなされました。

引き続き、全道会長・事務局長研修会が行われ、「農地法の改正による適正な農業委員会業務」と「農地中間管理機構制度の取組」について、全国農業会議所より説明を受けました。

また、総会の冒頭に行われた「永年勤続者表彰」では、当町からは梅原会長職務代理者が受賞され、鈴木会長が代理受領し、本人へは、三月二十八日



開催の農業委員会総会で、鈴木会長より表彰状が伝達されました。

農地の賃借料情報

平成二十五年一月から十二月までに本町において締結された農地の賃借借における賃借料水準は表1のとおりとなっております。

また、標準賃借料(表2)についても昨年と変更はありませんので、農地の賃借借契約をする場合の目安としてください。

浜中町賃借料情報(表1)

地区名	平均額	最高額	最低額
全域	2,300円	2,800円	1,400円

※集計に用いたデータ数は、76筆です。
※金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としております。
※本データには農地保有合理化法人及び農地利用集積円滑化団体による貸付は含まれておりません。

浜中町標準賃借料(表2)

農地の区分	平均額	データ数(牧草生産量)
上畑	2,600円	牧草 10 a 当たり 4.0 t
中畑	2,000円	牧草 10 a 当たり 3.7 t
下畑	1,200円	牧草 10 a 当たり 3.0 t

農業委員会への質問やご相談は、左記または地域の農業委員まで
浜中町農業委員会
☎六五二一九六・二二二九
次回の農業委員会情報は九月号に掲載予定です。

行政相談委員はあなたと行政のパイプ役です



連絡先 紺野 恵美子

☎ 六二・二五九五

町民の皆様から、年金、窓口サービス、登記、道路、河川、郵便などの役所の仕事について、苦情、要望、意見をお聞きして、改善を図ります。
相談は、無料・秘密厳守！お気軽に！
 口頭、電話、手紙で行政相談委員にお申し出ください。
 浜中町を担当する行政相談委員は、昨年四月一日に総務大臣より委嘱された 紺野 恵美子 さんです。

エトピリカ飛来の願いをこめて霧多布小でデコイの色ぬり



町の鳥でもあるエトピリカ、世界では広く生息し繁殖していますが、日本では浜中町含め北海道の数カ所でしか生息が確認されていない貴重な海鳥です。
 海鳥の調査研究・保護活動を行うNPO法人エトピリカ基金（理事長片岡義廣氏）では、エトピリカの保護、そして地球の自然保護に関心を持ってもらうことを目的として、デコイ（海鳥の飛来や繁殖を促すための模型）のペンキの塗り替え作業を霧多布小学校の生徒と一緒にしています。
 「自分が色を塗ったデコイにエトピリカが寄ってくれたら」と児童達は期待を込めていました。



「We have a Dream! Kiritappu Wetland Center」
霧多布湿原 センター通信
 活動報告
 5月三～五日、今年も「くらしのつぼ市」は、たくさんの方にお越しいただきました。三日間で町内外からは約一〇〇〇人が訪れ、賑やかなゴールデンウィークとなりました。
 浜中産の美味しいものや、きりたつぷカフェのスペシャルランチに舌鼓を打ち、整体や鍼灸、アロママツサージで癒され、ものづくりワークショップや手作り小物などに心躍る、「なくても生きていけるけど、あったら楽しいあんなもの、こんなこと」が詰まった三日間でした。
 出展して下さった皆さん、案内係や宣伝、準備や後片付けなど、イベントを支えてくれた地元の中高校生ボランティアの皆さんの活躍に感謝です！

ワンデイシェフ

四月のワンデイシェフは、ママキッチンによる「きりたつぷ海明井」。秋鮭と北寄の漬け、花咲カニが乗った贅沢な丼ぶりに、昆布の小鉢とあさりのお椀、さらに昆布を使ったデザートがつけました。浜中の海の幸たつぷりの旬なメニューは、お客様からも大好評でした。

お知らせ

きりたつぷ生き物調査隊、始動！
 生き物調査隊の活動がスタートします。まだあまり調べられていない浜中町の川の生き物や水質を、専門家と一緒に調べます。テーマは「カワシンジユガイ」。

調査に参加してくれる中高生隊員を募集しています。第一・二回目の活動を今月予定していますので、詳しくはセンターにお問い合わせください。

日時・6月14日(土) 6月29日(日)
5月の子ども自然クラブ

「海藻で押し葉を作ろう！」
 海藻押し葉協会・会長の野田三千代さんを講師に招き、世界に1枚の海藻押し葉ハガキを作ります。

日時・6月15日(日) 9時30分～14時
 ●予約・問い合わせ先

湿原センター ☎ 65-2779
<http://www.kiritappu.or.jp/center/>

デジカメスケッチ写真の募集について



昨年4月1日より、町ホームページにおいてデジカメスケッチを開始しました。

これは、少しでも現在の浜中町の様子を町民の皆様や全国の浜中町ファンに発信するため、四季折々の写真を掲載しております。

その写真について、町民の皆様のお力をお借りしたいと考えております。「家の側に珍しい花が咲いたよ。」「今日はこんな変わった魚が取れました。」など、どんな事でも構いませんので、提供いただきたいと思います。

応募方法につきましては下記のとおりとなっておりますので、町民の皆様のご協力をお願いいたします。

応募方法 写真及びコメント(形式は問いません)を持参もしくはメールにて応募下さい。

応募先 持参の場合 役場企画財政課広報係
メールの場合 hamanaka@hokkai.or.jp

その他 応募いただきました写真につきましては、原則全て掲載したいと考えておりますが、掲載に係り個人情報保護法や掲載許可など諸般の事情により掲載できない場合がありますのでご了承下さい。

●問い合わせ先

役場企画財政課広報係 ☎62-2148

既存住宅耐震改修費補助のお知らせ

町では、地震発生時の住宅倒壊等による被害を軽減するため、昭和56年5月31日以前に着工された戸建て、長屋、併用住宅(店舗併用住宅で店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のものを含む。)及び共同住宅を対象に、耐震改修工事及び耐震改修工事の実施に伴う付帯工事(外壁、屋根の更新、断熱改修等を含む)に係る経費の10%かつ20万円(経費が300万円を超える場合は、30万円)を予算の範囲内で補助しております。

補助金の申請には、耐震診断報告書の写し・改修計画書及び納税証明書ほかで、申請時期は、耐震改修工事着手前となります。

問合せ先 役場建設課建築係 ☎62-2343

休日公証相談のお知らせ

日時	6月22日(日) 10:00~16:00
場所	釧路市末広町7丁目2番地 金森ビル1階 釧路公証人役場
相談内容	遺言、相続、任意後見、尊厳死宣言、お金の貸し借り、賃貸借、離婚に伴う養育費・慰謝料・財産分与など
相談料	無料
申込方法	相談を希望される方は、6月20日(金)までに、電話予約をお願いします。
問合せ先	釧路公証人役場 ☎0154-25-1365

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間のお知らせ

「子どもの人権110番」は、いじめや体罰の被害者となっている子どもの発する信号をいち早くキャッチし、解決に導くための相談を受け付ける専用電話です。

子どもをめぐる様々な人権問題に積極的に取り組むため、強化週間として下記期間に相談時間を延長して対応することとしております。

連絡先	「子どもの人権110番」(子ども用) フリーダイヤル☎0120-007-110
強化週間	平成26年6月23日(月)~29日(日)
時間	6月23日~27日【平日】 8:30~19:00 6月28日、29日【土日】 10:00~17:00

平成26年度「太陽市場」の日程のお知らせ

平成26年度の「太陽市場」の日程は右記のとおりです。

新鮮な魚介類や昆布製品など、地場産品を多数取り揃えております!

営業時間 10:00~12:00
(悪天候の場合は中止)

月	日	開設場所
6月	7日	商工会館前
7月	19日	商工会館前
8月	16日	商工会館前
	30日	商工会館前
9月	20日	商工会館前
10月	4日	商工会館前
	18日	商工会館前

出店者も大募集!

対象者	町内に在住する農・漁業者、商工業者、一般町民(個人・グループ含む)
出品例	水産加工品、農産物、乳製品、菓子類、木工品等の地場産品を活用した製品
申し込み	下記より随時受け付けします。
問合せ先	役場商工観光課商工労働係 ☎62-2147

交通死亡事故^{ゼロ}継続を目指して

● 6月は、本格的な農漁業の活動時期、また、観光シーズンでもあり町内は活気を増し、町内を通行する他府県・他方面ナンバー車両が増えてきます。

駐在所告知板
交通死亡事故^{ゼロ}更新中
浜中町1,318日
(5月15日現在)

例年この時期になると、仕事の忙しさなどから油断や焦りが出て、制限速度を超過したり定められた場所での一時不停止、シートベルトの着用を怠る等の違反が多くなりがちです。

これらの違反が原因となり重大事故に発展する恐れがありますので、油断せずゆとりを持って、次の点に注意して安全運転に心がけましょう。

- 車に乗ったら、シートベルトの確認。
- 慣れている道路だからこそ、油断せずに安全確認。
- 道路の路面状況に注意をし、制限速度を守る。
- 一時停止場所での確実な一時停止と左右の安全確認。
- 町民全員で交通死亡事故ゼロを継続しましょう。

● 夏山の遭難防止

～山登り、体力・技量を考えて～

昨年、道内では60件の山岳遭難が発生しました。山の雪解けとともに、登山やハイキング等で山に出かける機会が多くなります。山岳遭難を防ぐために次の点に注意しましょう。

- 登山は十分な装備とゆとりのある計画を立て、自分の体力や技量に合わせた登山に心がけましょう。
- 登山計画書を作成し、最寄の警察署や交番、駐在所に提出しましょう。また、家族や職場にも登山計画書の写しを渡しておきましょう。
- 経験のあるリーダーのもと、複数での登山に努め、単独での登山は控えましょう。
- ヒグマとの遭遇を避けるために、鈴などの音の出るものを携行しましょう。
- 万が一のために、携帯電話などの通信手段を携行しましょう。

厚岸警察署浜中グループ駐在所

浜中診療所からのお知らせ

《内科医師派遣診療について》

北大第二内科医師派遣の診療日

○6月13日(金)～15日(日)まで

○6月27日(金)～30日(月)まで

※ただし、土・日曜日は急患(急病)のみの診療となりますので、来院される前に必ず電話連絡をいただきますようお願いいたします。

《整形外科診療について》

市立釧路総合病院の医師による診療日

○7月8日(火) 10:00～

(次回は、9月9日(火)を予定しております。)

※腰痛、肩痛、股関節痛で受診を希望される方は、予約が必要となります。また、医師の都合により、診療日に変更になる場合がありますのでご了承ください。

《各種検診について》

浜中診療所では、下記の検診を受けることができます。気軽に受診して健康管理に努めましょう。

○血液検査(肝機能、腎機能、血糖値など)

○心電図検査

○胃部内視鏡検査(胃カメラ)

○超音波エコー検査(腹部、心臓、頸部、血管)

○骨粗しょう検査

○血圧脈波検査(動脈硬化)

検査申し込みは、当日でも受診できますので、医師・看護師に申し出てください。

※ただし、胃部内視鏡検査は、事前の予約が必要となります。

問合せ先 浜中診療所

☎62-2233

健康維持のため塩分
1日摂取目標量
●成人男 9g 未満
●成人女 7.5g 未満

さばの土佐漬け
【1人分の栄養素】
エネルギー 218kcal
カルシウム 17mg
食塩相当量 1.6g

★色んな魚に応用できます。ご家庭で用意できる魚を使用してください。(町栄養士)

① さばは片身を4切れずつに切り、しょうが汁をからめる。

② 魚焼でさばを焼いて火を通す。

③ 長ネギは斜め薄切りにする。Aをひと煮立ちさせ、長ネギと削り節を加えて火を消す。

④ さばの焼きたてに③をかけ、冷めるまでおいで味をなじませる。

【作り方】

☆さば……………3枚おろし1匹分 (350g)

☆しょうが汁……………大さじ1/2杯

☆長ネギ……………1本

☆削り節……………1カップ

☆醤油……………大さじ2杯

☆酒……………大さじ2杯

☆砂糖……………大さじ1杯

A

今月の食材は「さば」です。
「さばの土佐漬け」





学校発信情報

「まなぶん」

このコーナーは、町内の小・中学校における特色ある教育活動や取り組みを紹介するコーナーです。

また、愛称の「まなぶん」は、「学ぶ」と地図記号で学校を表す「文」をあわせたものです。町内小学校5校・中学校4校を連載でご紹介しています。

学校データ

(5月1日現在)

校長	須藤加津宏
教頭	新井 真人
教員数	8人
養護教諭	1人
事務職員	1人
事務生	1人
児童数	34人
学級数	6学級

《散布小学校》

— [いい声] [いい顔] [いい動き] —

本年度の散布小学校は、「たてわり班」を多く取り入れながらさまざまな活動をおこなっています。学年間の交流を深め、子どもたちが安心感や意欲を持って学校生活を送り、良好な人間関係を築くことを第一のねらいとしています。現在取り組んでいることは『朝歌集会』です。高学年が中心となって下級生を引っ張り、学年を越えて元気の良い「いい声」を校舎内に響かせています。この活動を通して、全校児童が少しずつ「いい顔」になっていくことが嬉しいことの一つです。朝から歌声が響き渡る校舎内、児童はもちろん教職員も一層元気になり楽しい一日がスタートします。この「たてわり班」を、日ごろの子ども達の活動や運動会、文化祭などの学校行事にも生かし、「いい動き」のできる散布小学校をめざしています。

その他、新たに「辞書引き学習」にも取り組んでいます。「辞書引き学習」とは、一人一冊、自分専用の国語辞典をもち、さまざまな場面で辞書を引いてことばを調べることで、たくさんのことばを知り、ことばの力をつけることを目的とする学習です。ことばの一つ調べるごとに、そのページに付箋を貼り、調べた数が目に見えるようにすることで、子ども達に達成感や充実感を持たせることにもつながります。まだ始まったばかりの学習ですが、子ども達は真新しい辞書と格闘しながらも、知っていることばを探し出し、笑顔で付箋を貼る姿が印象的です。私たち日本人の発想の素晴らしさやことばに込められた心の豊かさに、たくさん触れてくれることを期待しています。



私たちの町の高等学校 霧多布高校通信 No. 156

宿泊研修、無事終了！ 高体連始まる——

新年度が始まり、1ヶ月が過ぎました。新入生も学校生活に慣れはじめ、部活動なども活発になり、学校も活気づいています。

1年生は4月14日～16日にネイパル厚岸にて宿泊研修を行いました。人間関係向上トレーニングや七宝焼きのスプーン作り、野外炊飯などを通して同じ学年の友人たちと絆を深め、より良い関係を築きました。研修の中には防災教育や環境教育も企画されており、浜中町の環境や防災意識も学んでいます。今回の研修で深めた絆を大切に、これから有意義な学校生活を送ってくれることに期待します。

また、5月には高野連、高体連の各種大会が行われます。各大会に向けてどの部活動も熱心に練習に励んでいます。運動部の3年生にとって今回の大会が高校生活最後の大会になることもあり、努力を惜しむことなく、練習に励んでいる様子が見られます。その努力が実を結び、良い結果になるよう教職員一同応援しています。



町民の皆様の生涯学習活動を支援するため、町職員などが地域に出向き専門的な説明や指導を行っています。

平日は午前9時から午後5時、夜間は午後6時から午後8時、土・日曜日、祝日でも開催できる場合があります。ぜひ、ご活用ください。

1 申し込み対象者

- ①町内各小・中・高等学校
- ②町内各自治会や機関・団体
- ③町民10人以上の団体・グループ
- ④その他教育長が認めたもの

実施したい日の14日前までに、メニューの中から希望する講座を選び所定の用紙又は電話で申し込んでください。

(メニューによっては受講対象や時間などに制限がありますので、お問合せ下さい。)

2 受付

浜中町教育委員会生涯学習課社会教育係
TEL 62-2394
FAX 62-2841

3 担当部局

★日時や内容の調整及び資料作成など講座に向けての準備を始めます。(メニュー内で特に希望する内容がありましたら、事前にご相談ください。)

4 出前講座開催

- ★担当係と連絡調整ができましたら、いよいよ出前講座となります。
- ★受講者の皆様は時間までに会場へお集まりください。
- ★講座が円滑に進むようご協力願います。 ※会場の手配や準備は申込者で行ってください。

出前講座

メニュー

番号	講座名	番号	講座名
1	行政手続条例とは?	30	子育て支援て何?
2	情報公開制度について	31	これからの道路について
3	交通安全対策	32	これからの河川について
4	町の財産等について	33	地籍調査と字名改正事業について
5	自然災害から身を守る	34	浜中町の下水道について
6	まちの防災体制と学校に望むこと	35	建物の建設について
7	町の総合計画について	36	町営住宅について
8	風力発電について	37	浜中町の水道について
9	町の商工業の振興を考える	38	みんなで学ぼう「漁業の町はまなか」(主に小・中・高校生を対象)
10	浜中町のみどころ～観光ガイド～	39	津波防災ステーションの役割
11	ふれあい交流・保養センター「霧多布温泉ゆうゆ」ってどんなところ?	40	市場ってどんなところ?
12	MO-TTOかぜてを知ろう	41	浜中町のいきものを知ろう(動物編)
13	町の台所事情について	42	浜中町のいきものを知ろう(植物編)
14	知っておきたい税情報	43	霧多布湿原の保全について
15	戸籍・住民登録・印鑑登録について	44	みんなで学ぼう「浜中町の農業」(主に小・中・高校生を対象)
16	国民健康保険について	45	はまなかの教育
17	国民年金について	46	生涯学習について
18	各種医療助成について	47	浜中町総合文化センターの機能と役割
19	ゴミ減量とリサイクル	48	町議会のあらまし
20	ゴミ処理施設見学会	49	選挙制度について
21	学校ISOについて	50	救命入門コース(1.5時間)
22	環境学習	51	普通救命講習I(3時間)
23	健康に関すること全般	52	火災予防教室
24	歯の健康に関すること全般	53	消防署施設見学会
25	栄養に関すること全般	54	ボランティア入門講座
26	介護保険制度について	55	「ハイツ野いちご」ってどんなところ?
27	高齢者のための福祉サービスについて	56	「老人介護支援センター」って?
28	心身障害者福祉制度について	57	家族介護教室
29	保育所入所等の手続き	58	その他住民の学習に関すること

★学校教育からの情報コーナー★

平成26年度 浜中町教育研究所の活動 確かな学力を育む授業改善にむけてスタート

5月8日、総合文化センターに町内小・中学校の先生達が100人集まり、浜中町教育研究所5月集会在開催され、本年度の教育研究所の活動がスタートしました。

全体集会では、保川昌範(茶小校長)教育研究所所長が、「教育研究所は、浜中町教育の基本理念『ふるさと浜中に生き、豊かなまちを拓き創造する人づくり』の実現に資する実践と研究に努める」と運営方針を述べ、今年度の活動重点として、町独自の学力テストの結果やICTを活用した、確かな学力を育む授業の改善や、教職員の資質向上の育成を目指すことを話されました。

続いて来賓として挨拶した内村定之教育長は、教育研究所に対する強い期待と、教職員には、元気な笑顔と教育に対する情熱、そしてたゆまぬ努力をもって、町民の期待に応えてほしいと熱いエールを送りました。



教育研究所 保川所長(茶内小学校校長)

町内の小・中学校で運動会、体育大会が6月から開催されます

6月から、各学校のグラウンドで学校と保護者、地域が一体となって運動会や体育大会が開催されます。6月、7月に各4校ずつ開催が予定されています。

毎年肌寒い中で開催されますが、今年は晴天の下で、子どもたちのこれまでの取組の成果をいかに発揮できるように期待するところです。是非、多くの方の参観や応援をお願いします。



霧多布小学校運動会(平成25年度)

学校名	予定開催日
霧多布小学校	7月6日(日)
散布小中学校	6月8日(日)
浜中小学校	6月7日(土)
茶内小学校	6月8日(日)
茶内第一小学校	6月7日(土)
霧多布中学校	7月12日(土)
浜中中学校	7月19日(土)
茶内中学校	7月12日(土)

新しい学校でがんばっています 旧姉別南小中学校の子どもたち

昨年度末に閉校した姉別南小中学校の児童・生徒25人が、新しい学校の浜中小学校、中学校に変わりました。

4月7日の両校の出会いの集いでは、はじめ緊張した面持ちの子どもたちでしたが、時間が経つにつれ、すっかり溶け込み、今では張り切って学校生活を過ごしています。

また、統合に伴い、浜中小・中学校には、登下校のためにスクールバスが2台増やされています。



浜中中学校入学式



浜中小学校出会いの集い



新着図書案内



<p>『しょう太とねこのサーカス』 かわかみ味智子／文・絵（児童書）</p> <p>おつかいの帰りに猫に話しかけられて、サーカスのチケットをもらったしょう太。真夜中の公園で始まる、ねこのサーカスにしょう太は行きますが…。</p> 	<p>『うちは精肉店』 本橋 成一／写真・文（児童書）</p> <p>生きることは、いのちをいただくこと。精肉店（お肉屋さん）の仕事を通じて、普段何気なく食べているお肉はどこからくるのか、考えてみよう。</p> 	<p>『おぼけのアッチとドラキュラスープ』 角野 栄子／作 佐々木 洋子／絵（児童書）</p> <p>ドラちゃん作った料理を、お店に出してあげると言われ、アッチは断ってしまいました。すると、お店のあちこちがこわれはじめて…。</p> 
<p>『毎日使える薬膳&漢方の食材事典』 阪口 珠未／著（一般書）</p> <p>今話題の薬膳・漢方の効能と食べ合わせが、この1冊で分かります。簡単レシピも載っています。</p> 	<p>『百姓貴族3』 荒川 弘／著（一般書）</p> <p>コミック『銀の匙』で話題の漫画家・荒川弘の爆笑コミックエッセイ第3弾！北海道の農業家庭で育った作者の実体験を、面白おかしく紹介しています。</p> 	<p>『貴族と奴隷』 山田 悠介／著（一般書）</p> <p>寒村に拉致された30人の中学生たち。彼らにはある実験が命じられて…。山田悠介が放つ、『リアル鬼ごっこ』に続くサバイバルゲームが始まる！！</p> 
<p>＜児童書＞ 『おさるのジョージ ランランラン/たこたこ、あがれ』 マーガレット・レイ&ハンス・アウグスト・レイ/原作 山北 めぐみ/訳 『声蛩』 万乃華 れん/作 丹地 陽子/絵 『かえってきた まほうのじどうはんぱいき』 やまだともこ/作 いとう みき/絵</p> <p>＜一般書＞ 『子どもの遺伝子 スイッチ・オン!』 村上 和雄/著 『雑談力が上がる話し方』 齋藤 孝/著 『病気にならない! たまねぎ氷健康レシピ』 村上 祥子/著 『黒猫の接吻あるいは最終講義』 森 晶麿/著</p>		

ルパン三世カードポイント贈呈中です!

今図書室では、ルパン三世カードに8ポイント(銭形警部の顔1個分)を贈呈しています。本を借りた方だけの対象になっていますので、この機会に読書を始めてみてはいかがでしょうか。
※機械の都合上、当日中に他の店舗等でポイントを貯めたカードには、贈呈できませんのでご了承ください。

「絵本らんど・おはなしタイム」のお知らせ

総合文化センター（2階・図書室）午前11時より

6月14日（土）

6月28日（土）

紙芝居『のーびたのびた』
絵本『いつもいっしょ』
絵本『せんたくかあちゃん』

紙芝居『うさぎのみみちゃん たなばたまつり』
絵本『かたっぽさん どこですか?』
絵本『ふかふか』

毎日何気なく行っている「よくかんでおいしく食べる」「友人と会話を楽しむ」「喜怒哀楽の表情を表す」「呼吸する」などは、お口の中が健康だからこそできることです。

元気に楽しく生活するために、お口の健康づくりに取り組んでみませんか？

6月4日～6月10日は
歯と口の健康習慣です

お口の健康を守りましょう！

NO 303 保健師・歯科衛生士・栄養士です

歯や口の病気につながる生活習慣

喫煙

ストレス

バランスの悪い食事

不規則な生活

歯や口の病気をよせつけない生活習慣

①規則正しい生活

②間食は時間を決める

③ストレスをためこまない

④深酒をしない

⑤たばこは吸わない

⑥週に1回以上、口の中を観察しよう

⑦1日1回は時間をかけた歯みがきをしよう

⑧フッ素入りの歯みがき剤を使おう

お口の健康を守るために、歯科健(検)診を受けましょう

歯を失うおもな原因は、むし歯や歯周病。子どもの頃から歯によい生活習慣を身につけ、大人になってもその習慣を継続し、定期的な歯科健(検)診を受けることでお口の健康を守ることが可能です。

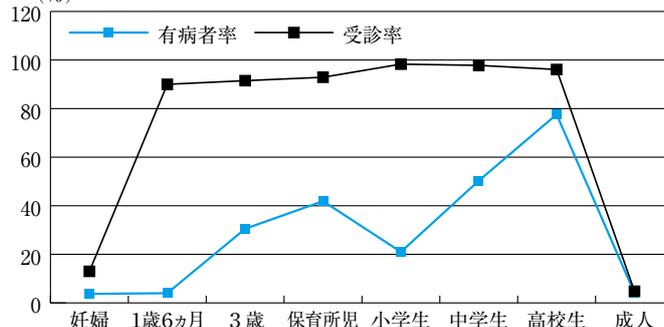
成人歯周疾患検診を受けましょう

浜中町では、40・50・60・70歳の特定の年齢の方を対象に、成人歯周疾患検診を実施しています。

「成人歯周疾患検診」のお知らせが届きましたら、ご都合のいいときに受診してくださいませようお願いします。



平成25年度浜中町歯科健(検)診受診率・有病者率 (%)



みるこんからのお知らせ 子宮頸がんワクチンについて



浜中町健康づくり
キャラクター
「みるこん」

予防接種法に基づき定期接種として実施しております子宮頸がん予防ワクチンは、平成25年6月より積極的な接種の勧奨を差し控えております。平成26年度の対象となる方につきましても同様となりますので、個別のご案内は実施しておりませんが、子宮頸がん予防のために接種を希望される方には接種券等お送りいたしますので、下記によりお問い合わせくださいますようお願いいたします。

対象者 平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれの子
問い合わせ先 役場福祉保健課健康推進係 ☎62-2307

浜中町健康・医療相談ダイヤル24
健康・育児・介護・医療等に関する相談ができる24時間年中無休・通話料無料の電話健康相談サービスです。悩む前にぜひご利用ください。

☎0120-89-2400

※浜中町民限定サービスです。



(ペン & スケッチ 小椋 昭三)



「ワタスゲ」

ひとのうごき

4月末現在 (前月比)

- 人口：6,302人 (+53)
- 男：3,056人 (+32)
- 女：3,246人 (+21)
- 世帯数：2,468世帯 (+39)



おたんじょう

茶内西・中谷 京資くん (典義さん)



おくやみ

水取場・中里不二雄さん (68歳)
 茶内福島・佐々木節樹さん (89歳)
 仲の浜・澤邊 祐子さん (50歳)



俳句

春の雨草々の芽も山菜もよろこびぬ

福沢 睡蓮 (茶内)

畑打てる踵にカラス右ひだり

酒井 梅子 (茶内)

列島の終りの桜咲きにけり

鈴木 徹夫 (霧多布)

短歌

スナフキン詩人で若く美しくファンもカメラもつきまわりゆく

福沢 睡蓮 (茶内)

君子欄十余年目に蕾もつ幸せを呼ぶ兆しと決めたり

相原 陸子 (茶内)

何もかも遠のいてゆく日日にいて 花木は違わず今年も芽吹く

松館スミ子 (貫人)

大人びた顔をチラリと覗かせて吾が子の成長嬉し寂しや

二瓶 晴子 (茶内第三)

ご寄付ありがとうございます

中標津 高部電気株式会社 代表取締役 高部 英男さん 1,000,000円 (一般寄付金として)

はまなか行事カレンダー（6月）

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
○運動会（散布小中・茶内小）	○健康教室【茶内第三】（茶内第三母と子の家 10:00～11:30） ○健康教室【散布】（藻散布会館 10:00～11:30）	○健康教室【円朱別】（円朱別会館 10:00～11:30）	○ハツラツ倶楽部わっはっは（老人福祉センター 10:00～11:30） ○水泳教室【小学生】（町民温水プール 19:10～20:30）	○健康教室【姉別南】（姉別農村環境改善センター 13:30～15:00）		○運動会（浜中小・茶内第一小） ○太陽市場（商工会館前 10:00～12:00）
M勤	文体農すフM					勤
8	9	10	11	12	13	14
○運動会（散布小中・茶内小）			○ハツラツ倶楽部わっはっは（茶内コミュニティセンター 13:30～15:00） ○水泳教室【小学生】（町民温水プール 19:10～20:30）	○健康教室【琵琶瀬】（琵琶瀬住民センター 10:00～11:30）		○絵本らんど・おはなしタイム（総合文化センター図書室 11:00～）
M勤	文体農すフM					勤
15	16	17	18	19	20	21
	○健康教室【西円朱別】（西円朱別農研研修センター 10:00～11:30）		○ハツラツ倶楽部わっはっは（老人福祉センター 10:00～11:30） ○水泳教室【小学生】（町民温水プール 19:10～20:30）	○健康教室【茶内】（茶内コミュニティセンター 10:00～11:30）		
M勤	文体農すフM					勤
22	23	24	25	26	27	28
	○健康教室【姉別北】（姉別寿の家 10:00～11:30）		○ハツラツ倶楽部わっはっは（茶内コミュニティセンター 13:30～15:00） ○水泳教室【小学生】（町民温水プール 19:10～20:30）	○風呂の日（ゆうゆ） ○健康教室【茶内第一】（茶内第一住民センター 10:00～11:30） ○むし歯予防教室（母子健康センター 10:00～11:00） ○小学生むし歯予防教室（母子健康センター 15:00～17:00）		○絵本らんど・おはなしタイム（総合文化センター図書室 11:00～）
M勤	文体農すフM					勤
29	30					
○霧多布保育所運動会（霧多布保育所園庭 9:30～11:00）						
M勤	文体農すフM					

● 役場からの伝言板 ●

・浜中町防災行政無線で放送した内容を確認したい場合は、『☎62-5333』へ電話してください。24時間以内の放送内容を聞くことができます。

6月あそびのひろは日程

毎週…月火水金 9:00～12:00
（霧多布保育所内子育て支援センター）

毎週…月火水木金 14:30～16:30
（霧多布保育所内子育て支援センター）

毎週…水 10:00～12:00
（茶内コミュニティセンター）※コミセン使用時はお休み

●表下段は休業・休館のお知らせです。各記号は下記の施設と対応しております。

文…総合文化センター 体…総合体育館 農…農業者トレーニングセンター す…すくらむ21
M…MO-TTOかぜて 霧…霧多布湿原センター 勤…勤労青少年ホーム フ…町民温水プール

発行 浜中町役場
編集 企画財政課広報係

〒088-1592
北海道厚岸郡浜中町霧多布東4条1丁目35番地1
☎(0153)62-2111 代表 FAX(0153)62-2229
町ホームページ <http://www.townhamanaka.jp/>

